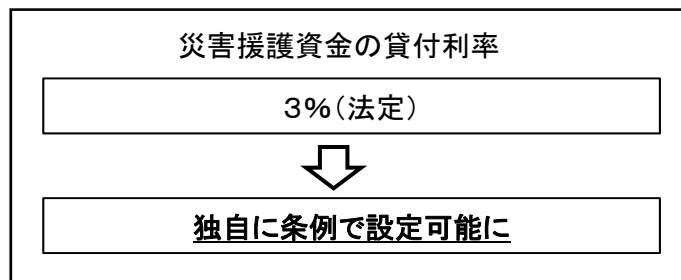


## 第8次地方分権一括法案

(災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正関係)

## ○ 災害援護資金の貸付利率(現行3%)について、市町村が条例で設定できるよう見直し

法律により3%に固定されている災害援護資金の貸付利率について、市町村が条例で設定できるようにすることにより、市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸付けが可能となり、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化に資する。(施行日:平成31年4月1日)



## ◆災害援護資金の貸付制度の概要

○根拠法律「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)

- |             |                              |
|-------------|------------------------------|
| (1) 実施主体    | 市町村                          |
| (2) 対象災害    | 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 |
| (3) 受給者     | (2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者      |
| (4) 貸付限度額   | 350万円                        |
| (5) 所得制限    | あり                           |
| (6) 利率      | 年3%(据置期間中は無利子)               |
| (7) 据置期間    | 3年(特別の場合5年)                  |
| (8) 償還期間    | 10年(据置期間を含む)                 |
| (9) 償還方法    | 年賦又は半年賦                      |
| (10) 貸付原資負担 | 国2/3、都道府県・指定都市1/3            |

◎地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

(災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正)

第二条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。  
第十条第四項中「その利率を延滞の場合を除き年三パーセント」を「延滞の場合を除き、その利率を  
年三パーセント以内で条例で定める率」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第二条、第三条(第二号に掲げる改正規定を除く。)、第四条(子ども・子育て支援法第三十四条第  
一項第一号、第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号の改正規定に限る。)及び第七条の規定並び

に次条及び附則第三条の規定 平成三十一年四月一日

(災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第四項の規定は、前条第四号  
に掲げる規定の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付  
けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付け  
については、なお従前の例による。

○ 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（災害援護資金の貸付け）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、<u>延滞の場合を除き、その利率を年三パーセント以内で条例で定める率とする。</u></p>	<p>（災害援護資金の貸付け）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は<u>その利率を延滞の場合を除き年三パーセントとする。</u></p>